第１７回出雲市自治基本条例（仮称）市民懇話会　会議概要

◆日　時：平成２３年６月１６日（木）　１９時～２１時３０分
◆場　所：市役所３階　庁議室
◆参集者：市民懇話会委員（16 名）
　　アドバイザー（1 名）、事務局、職員研究会

１．議事録確認

修正報告なし

２．全体討議　　中間まとめ（案）について

（世話人）今回と次回で中間まとめについて、過不足や修正等について話し合っていくこととする。これまでの議論をまとめるにあたり、目次にあるように組み直してあるが、これについて意見はないか。

（委員）なし

（委員）事務局とアドバイザーにお願いしたいことがある。話し合いが佳境に入ってきて大事な局面になってきた。スムースに作業を進めるために、アドバイスはその都度行っていただきたい。議論の途中であっても、軌道修正が必要な場合や明らかな間違い、既存の条例等との整合性などについて問題があれば、遠慮せずに積極的に発言していただきたい。

　また、特に事務局にお願いしたいことは、市議会議員のなかには、自治基本条例の根幹をなす住民投票条例についてアレルギー反応を示す議員が少なからずいるように聞いている。議員は論理的というよりも感情的に反対しているように感じている。ついては、感情論としてこじれる前に対策を打っていただきたい。議員は、誰よりも早く耳に入れてほしいという方々なので、議会への報告などの段取りについてそろそろ考えておいてほしい。

（世話人）前回の懇話会でお示ししたスケジュールのとおり、７月４日の市議会全員協議会で懇話会の中間まとめについて報告することになっている。従って、中間まとめについては本日と次回６月２４日の２回でまとめたいので協力を願う。アドバイザーと事務局の積極的な発言については異存ないか。

（委員）なし

（世話人）中間まとめの「はじめに」について、意見はないか。

（委員）今日の議論の進め方について、限られた時間の中でまとめていく必要があり、例えば字句の修正等の細かなところは事務局に後日、意見を出しておくというやり方がある。それとも、思うことは大なり小なり全部言ってくれということなのか、進め方によって委員としての発言内容も変わってくる。例えば、「はじめに」のところ、「公募の市民を含む１７人」というのは「公募の市民を中心とする１７人」であるべきだし、「提言書としてまとめていきたい」というのは「市長へ提言書として提出する」という言い方に修正すべきということなど、細かなところまで踏み込んで発言したほうがいいのかということ。意見の取扱いについて決めてほしい。

（世話人）明らかに違うことところは発言してほしい。字句の修正等の細かなところは事務局に任せ、用語の定義など、まだまとまっていない事項を中心に議論することとしたい。

（委員）コメントと議論を分けてはどうか。細かな部分のコメントは聞くだけにし、議論はしないようにしたらどうか。

（世話人）それでよいか。

（委員）異議なし

（委員）「はじめに」のところ、「私たち懇話会はこういう意図で自治基本条例をつくってきた」という思いの部分を入れるべきと考える。皆さんのお考えはいかがか。

（委員）前文は別のところで書くこととして、ここでは原案のとおりでいいと思う。

（世話人）全体の形として資料１「中間まとめ（案)」に沿って議論していく。項目の並べ方やどうしても修正してほしいことがあれば発言願いたい。

（世話人）「用語の定義」については、第１と第３分科会で「市民」の定義について議論してきた。第１分科会後の全体会で４案が示され、最後にまとめようということになっていた。中間まとめを出す段階では、一つか二つに絞りたいと考えている。

（委員）他の条例にも「市民」が出てくるが、それらの条例との整合性を考える必要はないか。

（世話人）外の条例との整合性についてはここでは考えなくて良い。中間まとめの中での「市民の定義」を考えていただければよい。

（委員）「住所を有する人」と「居住する人」の違いは何か。

（事務局）これまでの議論の中で「居住する人」とは、住所はなくても出雲市に住んでいる人はすべて含んでいるという意味合いで使われている。

（委員）「人」と「者」の違いは何か。

（委員）自然人たる人と、法人や団体を含めたものを「者」として提案したもの。

（委員）「市内の事業者」というのは法人であり、「市民」として扱うのはおかしいと思う。

（世話人）新しい自治、まちづくりをどうするかを考えるとき、その基本的なルールが自治基本条例であり、事業者の意見を聞かずには前に進めないと思う。したがって、事業者であってもひとつの人格をもつ市民として考えるべきである。

（アドバイザー）「市民」の解釈はそれぞれの項目によって違ってくる。例えば、住民投票で法人が票を投じることはありえないことだし、まちづくりには法人も市民に含めたほうがいいと思う。議論に対しての提案だが、定義というのはことばの約束であり、今は、比較的争いのない部分で同意をしておけばよいのではないか。通常「市民」といえば「出雲市民」のことで「出雲に住む人」、「個人」を指すことになるだろう。「在勤の人」は通常は含まれない。たとえば、ここでは、そのような考えで同意しておくことでいいのではないか。しかし、皆さんが「在学の人」や「在勤の人」までは含めてもいいということであれば、皆さんが同意できる範囲を一旦決めておかれて、個々のケースで「ここでは法人を入れるべき」とか「もう少し市民を絞るべき」など話をされたほうがいいのではないか。今、ここで、委員の皆さんが想像するシーンが違えば、合意は得られない。

（委員）ここで、市民の定義を幅広く決めてしまうと、この後の個々の項目に入ったときに「市民」のことをいうときに「事業者は除く」といった制約的な表現をすることになる。そうではなくて、ここでは「住所を有する一般的な市民」としておいて、防災やまちづくりのところでは「市民及び市内の事業者」という追記をする方が肯定的な表現になるのではないか。この後に出てくる個々の項目では「市民」というのはほとんどが「個人」を想定した文言である。

（委員）最初に拡げておいて除外するのは負のイメージだ。はじめは狭めておいて個々の議論で拡げるほうがプラスのイメージになる。

（委員）条例のもつ性格を考えれば、案１の幅広く解釈することでいいと思う。今のようなテクニック上の問題は、条例をつくる際に幅広くとらえるよりも狭めておくというようなやり方もあるだろうが、自治基本条例では市民のみなさんに幅広く協力してもらうという説明の過程では、法人や事業者の方々に協力をいただかないとほとんどのことがうまくいかないのではないかと思っている。事業者の方々にも、最初から責務があるんですよという気持ちでこれまで議論を進めてきたつもりだ。

（委員）この案１から案４の中からひとつ選べといわれても選べない。私は基本的には事業者、法人は外すべきだと思う。法人にはいろいろな法人があり、個々の条文で表記するという面倒なことが発生するわけで、「人」、「居住する人」ということで見れば、１票があるわけだから、事業者、法人は外すべきと考える。

（委員）まちづくり条例の発想なら幅広く参加することでいいと思うが、自治基本条例はかなり厳密性をもったもの、法律的な表現になった方がいいと思う。

（世話人）「めざすまちづくり」について、これまで一番たくさん議論してきたが、この中で法人を外すことはかえっておかしなことになるのではないかと思う。少なくとも地方自治法に規定されている外国人も含む「住民」、「法人」は含めておく必要があると思う。

（委員）私は、外国籍の人でも永住権を持った人なら入れてもいいと思う。案１から案４までの中にはそのような組み合わせがないので選べないと申し上げた。市内に居住する人と永住権をもった外国人として、事業者は外すべきと考える。

（委員）おおよそ市民の定義は「個人と法人」とするか「個人に限定しておいて必要に応じて事業者を書き加える」という２案に絞られたのではないか。そろそろ賛否を採られたらどうか。

（世話人）日本国籍についての議論もある。

（委員）それは個人に限定した案で、より厳密な解釈だ。

（世話人）私は案４の「日本国籍を有する住民」を主張したい。出雲市の市政に関わることなので、日本国籍を有する住民の権利として考えるべきだ。

（委員）４案のうちの１つではなく、組み合わせを考える必要があるのではないか。

（委員）市内に通勤してくる人や通学してくる人については、まだ議論されていない。

市外から市内に通勤する人は、出雲市民という気持ちはないし、同僚も出雲市民とは思っていないはずだ。市外から通学してくる人たちについても同じだ。

（委員）案２、案３、案４を組み合わせたようなものになるような気がする。私は以前も申し上げたが、松江市に通勤していたが松江市民という気持ちはなかった。４案のうちから１つを絞るとひっかかることもある。

（世話人）再度、それぞれ考えていただき、どのような文言がいいのか次回意見を集約したい。

（事務局）「定義」はこの提言書を読むときに誤解がないように約束事として決めておくものである。まずは全体を一通り見ていただき、各項目に出てくる市民の意味を考えていただいて、最後にもう一度市民の定義を考えていけば結論が出るのではないかと思う。

（世話人）中間まとめの段階では、ある程度意見をまとめて定義していくことになると思っている。各委員におかれてはどのような案がいいのか、事務局まで案をあげていただくようにお願いしてここでの議論は終わりにする。

（世話人）その他の定義について意見をお願いする。

（委員）（２）行政のところ、「及び」の使い方を訂正してください。

（事務局）了解

（委員）（２）行政の中に、「職員」も含むのか。

（事務局）定義はこの提言書を読むときの約束事であり、これまでの皆さんの意見をまとめる際には、「行政」の中に職員を含めた方が誤解がないということである。

（事務局）市長、教育委員会、選挙管理委員会などは組織上の名称であり、実際に事務を執行するのは市長の補助職員たる職員であるという意味である。

（委員）了解

（アドバイザー）「用語の定義」というのは、ことばの約束事であるのと同時に、この条例で強調したいものを載せるという側面もある。「定義」と書かずに、「重要な用語」、「基本的な用語」というフレーズで書いている条例もある。「市民」については、もめるので約束事で決めることも重要だし、「自治」や「まちづくり」について定義してもいい。「事

業者」についても、強調されるのであればあえて定義に入れてもいいかもしれない。そのようなことから今後、追加の定義を考えられたらどうか。ニュアンスとしては「大事にしたいことば」、「基本用語」、「重要な用語」、「基本的となる用語」というような意味合いで使われてもいいということ。

（世話人）とりあえず「用語の説明」としておくこととし、不都合があれば最終の提言書までに修正することでいかがか。

（委員）了解

（世話人）「Ⅰ．自治基本条例の基本的な考え方について」のところで何かご意見があるか。

（委員）１－①のところ、「地方分権の時代にあって」とあるが、地方分権という言葉に自治をひっくるめてほしくない。地方自治の中の一つの柱が分権であって、自治基本条例は分権の話よりも住民自治の方にウェイトが置かれている訳で、大雑把にはこのような意味だろうが、表現に違和感がある。

１－②「自治基本条例として明文化します」のところ、どこの基本条例かわからないので、「出雲市」を挿入して、「出雲市自治基本条例として明文化します」とすべきだ。厳密に言えば、今の場合は「出雲市自治基本条例（仮称）案」となるのだろう。

３－①「市民及び市は、自治基本条例の趣旨の理解と周知に努める」のところ、「市」が条例の趣旨の理解に努めるというのはおかしいのではないか。市は条例の制定者だから主語に「市」はいらないのではないか。

３－②「形骸化しないように」のところ、「形骸化」はいささか品がなく適切なことばではないので、「普遍的に実効性を有するよう」とすべき。

（委員）３－①のところ、「市」は「議会」と「行政」と定義しているのだから、原案のとおりでおかしくはないと思う。

（委員）３－②のところ、「形骸化」の言いかえとして「机上の卓論にならないように」ではいかがか。

（委員）１－①「地域のことはできるかぎり地域で決める」の「できるかぎり」というのは削除すべきだ。趣旨は理解するが、外した方が強い意思が感じられる。１－①「自治やまちづくりのルールを」のところ、「根本的な」を挿入して「自治やまちづくりの根本的なルールを定める」とした方が、１－②の「その基本的な考え方を」とマッチしていいと考える。

１－②「市民、議会、行政が」のところ、「議会と行政」のことを「市」と定義しているので本来なら「市民及び市が」とすべきだが、わかりにくいので「市民、議会、行政

が」のままでいいと思う。あわせて３－①「市民及び市は」のところも「市民、議会及び行政は」とした方がわかりやすいのではないか。
　１－②「共通認識をもってめざす自治を実現する」のところ、何をめざすのか曖昧なので、「共通認識をもって主体的に自治を実現する」とした方がいいと思う。

（委員）１－①「地域のことはできるかぎり地域で決める」の「できるかぎり」というのは、現実的なことを考えすぎた。削除することに賛成する。「地域のことは地域で決める」という気概をもたせるべきだ。

（委員）１－①「地域のことは地域で決める」とすると、地域のことは地域だけでやれという解釈にならないか。「できる限り」ということばを別の言葉にできないか。

（委員）「できるだけ」はどうか。

（アドバイザー）「原則」はどうか。例外もありうるという意味合いになると思う。

（委員）「原則」では弱い。言い訳がましい感じがする。

（世話人）前回、このことについては議論をし、「できるかぎり」を入れることで決着したので、原案どおりでいかがか。

（委員）了解

（委員）１－①「地方分権の時代にあって」のところ、地方自治は地方分権と住民自治の２つの大きな柱があるので、ここで地方分権だけ出くくるのではなく地方自治のことを主眼に出してほしい。

（アドバイザー）分権の言葉については同感である。この条例はずっと続くわけで、例えば５０年後にまだ地方分権を言っているのかということになる。地方分権とは、あくまでも計画的なもので、基本的には国と地方の問題であり、国に権限が集中しているものをもっと地方が自治をやるために権限を地方へ奪い返そうという話なので、それが完遂した暁には地方分権の時代は終わっているわけなので、むしろ自治の精神の感じの方がいいのかなと思って同感だと申し上げた。

（委員）「分権」を削除し、「地方の時代にあって」としてはどうか。

（委員）地方を強調するなら「地方が主役の時代にあって」ではどうか。

（委員）主役とは何かということになるので、「地方が主役の時代」はやめた方がいい。

（世話人）アドバイザーの意見には反対だ。今は地方分権を進めようとしているのだから「地方分権の時代」でいいと思う。

（委員）１－①は団体自治のことで、②は住民自治のことになる。

（委員）いろいろ意見もあろうが、細かな言い回しについてここでは結論は出ないと思うので、意見は羅列しておく形で、次回、決定したらどうか。

（代表世話人）「Ⅱ．めざすまちづくりについて」のところで何かご意見があるか。

（委員）１－①「市民の誰もが」のところ、市民の全員が企画から実行まで全てに参画することはできないという意見があり、「誰でもが」とすべきだ。これは、誰でも手をあげて、自分の都合で参画することができるということ。

（委員）１－①「市民の誰もが」のところ、「市民の全員が何かしら市政に参画することができるまちづくり」という意味で議論してきたと理解している。「誰でもが」になると意味が違ってくる。原案のままでいい。

（委員）「全員が何らかのかたちで」という言葉が入ればわかる。

（委員）「全員が」ということばはくくりになってしまう。「一人ひとりが誰でも」という意味なのだから、「全員が」では意味が違うのではないか。

（委員）「誰もが」は、「全員が」という意味と同時に「個」を尊重したことばだから、原案のままでいいと思う。「全員」とういうことばになると十把一絡げでトータルという意味合いしかなくなってしまう。

（代表世話人）１－①「市民の誰もが」は原案のままでよいか。

（委員）了解。

（委員）「市政に参画」ではなく「参加」ぐらいでいいのではないか。一番簡単な参加の仕方は選挙に行くことであり、イベントに参加することでもいいと思う。

（世話人）このことについては、前回結論が出ている。

（委員）言葉としては「参加」もあるかもしれないが、懇話会のまとめとして「参加」よりも「参画」の方が主体性をもってやれるという意味合いで、総合的に「参加」よりも「参画」の方がいいのではないかという結論になったはずだ。

（委員）１－③「安全に安心して豊かに暮らせるまち」のところ、「健康に」ということが入っていないのだが、これでいいのだろうか。「健康」は「安全に安心して」に含まれるものだろうか。

（代表世話人）「健康」は個人のことになってしまうのではないか。

（委員）「健康」は「安心」に包含されると思う。

（委員）了解

（委員）１－④と⑤は意味合いが重複しているように思う。⑤の「新しい伝統、文化を創造できるまち」を入れたかったからだと思うが、④と⑤をひとつにまとめたらどうか。

（委員）１－④は伝統、文化の継承のこと、⑤は伝統、文化を発展させたいということなのでまとめられると思う。

（委員）④「将来にわたって持続し、発展できるまち」を「将来にわたって持続するとともに、新しい伝統、文化を創造できるまち」としたらどうか。

（代表世話人）④と⑤を一つにして、意味合いとしては、歴史、文化を大切にしながら将来につなぐ意味を強く加えるということでよろしいか。

（委員）了解

（代表世話人）「Ⅱ－２．福祉のまちづくりについて」のところで何かご意見があるか。

（委員）出雲市の特徴として、医療が相当進んでいるので「医療」ということばを入れたい。島根大学医学部附属病院の小林病院長が新聞のコラムで「専門チームで高度医療」とか「最先端のがん治療」などを寄稿されている。島根大学だけでなく、短大、中央病院、ドクターヘリも就航するなど、医療の高度化は出雲市の特徴に他ならない。ここで出雲市らしさを表現したい。

（世話人）入れるとすれば「福祉」のところでいいのか。医療を独立させるか。

（委員）「医療と福祉の連携」は数年前から叫ばれており、一つの言葉になっている。

（委員）タイトルは「医療と福祉のまちづくり」ではどうか。

（委員）福祉が発展する基盤となる医療が充実しているので、「出雲市は良いまちだ」ということをどこかで言えればいいのでは。

（委員）医療のレベルとしては進んでいるのだが、多伎町や佐田町の中山間地には、交通手段がなく自分で病院に通えない医療難民もおられる。出雲市の医療体制が優れているからいいということを言うのではなく、むしろ医療過疎の場所もある中で、「誰もが安心して受診できる体制づくりを進めます」というような表現がいいのではないか。

（世話人）医療のことは大切だとは思うが、「医療と福祉のまちづくり」とすると福祉が薄れてしまう気がする。２－①が一番言いたいことだ。

（委員）表題を「福祉と医療のまちづくり」ではどうか。

（委員）「医療と福祉」が一般的な言い回しだ。

（委員）２－①で福祉のことを、２－②で医療のことを、２－③で医療と福祉の連携のことを入れたらどうか。

（委員）表題は原案のままでいいと思う。２－②と③は似ているので、１つにして医療のことを書いてはどうか。

（委員）表題はⅡ－１にあわせて体言止めとし、「福祉と医療のまち」とした方がいい。まちづくりはいらない。

（世話人）タイトルについて、「福祉と医療のまち」、「医療と福祉のまち」、「医療と福祉の連携」という意見がでたがひとつにしたい。

（アドバイザー）タイトルに「連携」を入れると意味合いが狭くなってしまう印象がある。

（代表世話人）タイトルは「福祉と医療のまち」でよろしいか。

（委員）了解

（代表世話人）２－②で「医療」のことを、２－③で「医療と福祉の連携」について書く

ということでよろしいか。

（委員）了解

（代表世話人）「３．次世代につなぐまちづくり」について何かご意見があるか。タイトルは「次世代につなぐまち」と体言止としてよいか。

（委員）了解

（委員）教育の話になると、幼稚園、小学校の育児のことだけになってしまう。理由を考えてみると、各地域のオピニオンリーダーには元小学校の校長先生だった方が多い。次世代は小学生と幼稚園児だけではない。次世代へ繋ぐためには、中学や高校の教育がとても大事であり、バックアップして教育を高めていかねばならない。さらにいえば、一般に普通高校の教育は予備校のようになってしまっている。東大に何人合格しましたということを自慢の尺度にしている。実際に出雲市を、地方をつくっていくのは、２～３人の人ではなく、たくさんの平凡だがまじめに、そして一生懸命働く人たちがつくっていることを忘れてはならない。そのようなひとたちを次世代として育てるという言葉、思想がここには全く見られない。

（委員）３－①では「子ども」としており、幼稚園や小学校に限定しているわけではない。

（委員）「子ども」というのは何を指しているのか。若者や少年、青年ももっと育てていくということを入れて欲しい。

（委員）分科会では「子ども」の定義を何歳までにするかという議論をした。細かい決め方よりも大枠では子どもで十分ではないかということになった。先ほど高校生の話もでたが、それが１６歳なのか１８歳なのか決められない。

（委員）親にとっては子どもでも、社会にとっての子どもというイメージは、もっと年齢は低い。年齢ではなくイメージの問題だ。子どもに青少年は入らない。せいぜい小学生までだ。

（世話人）子どもではなく、青少年の方がいいと思う。

（委員）子どもと青少年は分けたほうがいい。「子ども及び青少年」でどうか。

（委員）児童福祉法上、子どもは１８歳までだ。だが、一般的に子どもといえばもっと年齢は低いイメージだ。

（委員）子ども及び若者たちでどうか。

（委員）若者のイメージは年齢が高すぎるイメージだ。

（委員）３－②「家庭、学校、地域は共に、・・・子どもたちが・・・」となっており、ここで言う子どもは中学校までだ。子どもと若者とすればいいのでは。

（委員）何歳までを子どもとするかは定義をすればいい。

（委員）イメージだけの話であり、何歳までなのかは考えなくていいと思う。子どものイメージだけでは低すぎるということだ。

（委員）青少年育成協議会でいう「青少年」は、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校までを含めている。

（委員）青少年としてしまうと大人のイメージにされてしまう。「子どもと青少年」もおかしい。

（委員）中学校を卒業して社会人になる人もいるわけで、それ以上の年齢は自助の世界の話になると思うので「子ども」でいいと思う。

（委員）子どもは年齢が低いと思うので、それ以外の上の層も育成していかないと出雲市は発展しないと思うので、もうひとつくらい追加したほうがいい。

（委員）力点は小さい子どもをしっかり育てていくというところにあり、トータルにみれば少し年齢層の高いことも重要なのだが、ここで出雲市の自治ということになってくると、市の関わりが深いのは中学校までで、高校はすこし薄くなる。「子ども」でいいと思う。

（委員）タイトルが「次世代につなぐまち」なので、次世代とは小さい子、中学生までででいいと思う。

（世話人）「子ども」の表記について「子供」ではいけないのか事務局から見解を聞きたい。

（事務局）表記としては「子ども」でも「子供」でも間違いではない。ただし、最近はあたりが柔らかいというようなこともあり「子ども」が多く使われているようだ。

（委員）島根県の表記は「子ども」になっており、「子供」は避けたい表現として決められている。

（委員）「子」がつくと本当に小さい子をイメージするので「こども」という表記もある。

（委員）「こども」はもっと小さい感じがする。「子ども」でいいと思う。

（委員）了解

（委員）「子ども」とは社会全体で扶養していくひと、経済的にも精神的にも自立できない人のことを「子ども」といっているのではないか。若者というのはすでに自立した階層も含んでいると解釈していいのではないか。従ってここでは「子ども」でいいのではないか。ただし、高等教育への支援についても何らかの形で入れておくと教育関係者は安心するのではないか。

（委員）市が関係するのは中学校までという議論があったが、高等学校の生徒でも図書館や科学館は利用できるのであって、それらの年代も育てるという考えであれば、高等学校は関係ないとして収斂してしまうことには問題がある。

（委員）もう少し未熟な青少年を育てる働きも必要だと思うが。

（委員）『根拠となる主な意見』の中で、（10）にあることばは青少年のことに触れていると思う。

（代表世話人）③として「ふるさと出雲への愛着と出雲への誇りを持つ、心豊かでたくましい明日を担う子どもの育成と地域の活性化に努める。」としたらどうか。

（委員）了解

（代表世話人）本日の討議はここまでとする。かなりの量が残っているが、来週の討議がスムースに運ぶようにキーワードとなることばなどを具体的に提案いただくようにお願いしたい。

３．ＰＩ（公聴広報）活動について

（代表世話人）資料２「出雲市自治基本条例（仮称）市民懇話会ＰＩについて、毎熊先生からもアドバイスをいただきながら事務局と一緒に世話人会で協議した。限られた時間内であるので、ＰＩの目的は「聴取」と「広報」を主体に行う考えであり、中間まとめ

をもってどこかの団体と「意見交換会」をする考えはない。「聴取」は、中間まとめの中の質問事項、例えば「住民投票は必要ですか」というような質問事項に変えて相手方に投げかけて意見を聴いて帰るというスタンスで行うもの。「広報」は、広報いずもの活用もあるが、チラシなどを使って自治基本条例をつくる活動をしていますよということを広めていく活動です。この２点について懇話会で実施したいと考えている。

（代表世話人）ＰＩ活動（案）の考え方を私の方から、さらに具体的な活動案等について事務局から説明したが、これをすべて実施するということではなく、また、全員で一つの場所に出かけるということでもないのでご了解いただきたい。みなさんの時間の許す範囲内で広報公聴活動を進めていくことを考えている。私たちがこの懇話会内でできる活動を踏まえ、これから先に提言書を提出した後も、策定委員会に移った後も、この活動は継続していくであろうし、していかなければならないものと考えているので、この懇話会ですべてをやってやると重く考えないで、できるところで皆さんに参加していただけたらと思っている。アドバイザーからご提案いただいた「⑥無作為抽出の会議」は、島根大学の学生さんと一緒に懇話会メンバー全員で参加できる案だとも考えているので御一考いただきたい。本日、その島根大学の学生さんが傍聴をしておられるので紹介をする。

(学生１)出雲市の出身で、先生から聞くまでこのような会議が開催されていることは知らなかった。ＰＩ活動は楽しみにしている。県の財政会議にも出席することになっており、出雲市の財政について出雲市民に対して意見を聴いてみたいと思っていたので、ワークショップでは自治基本条例のＰＲもかねて一緒に活動できればいいと思っている。

（学生２）出雲市の出身で、私も出雲市の自治基本条例については先日まで知らなかったが、今日、たくさん議論されているところを傍聴できて大変参考になった。

（アドバイザー）前回、討議項目についての宿題をいただいていた。今、議論している項目が標準的な条例と比べて足りない点はないかということだった。標準かどうかは別として、「行政手続」や「法令順守」、「苦情処理」のことなどについて他の自治体では書いている場合もあるようだ。中間まとめでは不足している項目はほとんどなく、概ねカバーできている感じだ。あとは議論の幅ではなくて深さの問題だ。例えば「実効性」のところで条例の実効性には触れられてはいるが、何年とは限定せずに「見直す」という書き方であって、他の自治体では見直す機関を設けたりもしている。たとえば自治推進委員会などを入れ込んでみたりしている。事業者のところをもう少し突っ込んで書いてあるところもある。「子ども」のところでは、例えば未成年者の権利ということで、それぞれ年齢に応じてまちづくりに参加する権利があるというようなことを書き込んでいる。気がついたことは、個別のところで発言させていただこうと思っている。

　それから、今後、この懇話会が終わった後に、条例策定のための専門委員会ができた

時、その専門委員会とこの懇話会の関係をどうとらえるかということを、いつか議論しなければならないと思う。例えば、今のところ、この懇話会は終わるということになっているが、何らかの形で時折にでも専門委員会と話す機会が残されるといいと思っている。例えば専門委員会で「ちょっとこの部分足りないけれども自治基本条例としては盛り込んだほうが良いのではないか」といったことが仮に専門委員の中で出た時に、懇話会が残っていて、議論させてくださいということがいえるといいと思う。今は時間のこともあるので、これまで出ている項目について力を入れて討議を進めることとして、プラスαの部分は少し専門委員会の方にお任せいただくこととされてはどうか。しかし完全に丸投げするのではなくて、いまのところ懇話会の代表者が入るということになっているので、何らかのつながりを残しておく、そこらあたりの制度設計にも関わってくるものと思う。

（代表世話人）広報公聴については宿題とします。

（代表世話人）事務局から、懇話会委員の任期を８月末まで延長したいという依頼があっているが、都合の悪い方はいませんか。

（委員）なし

（代表世話人）広報いずも７月２０日号への掲載記事については、事務局に一任することで世話人会として決定したので了承願う。

（委員）島根大学の学生さんがやっていただけるワークショップについては、ここで実施することを決定してはいかがか。

（委員）了解。

（アドバイザー）感謝申しあげる。先ほどの学生の挨拶の中では、自分の勉強のためにということを強調していたが、学生や若者が関わることで話題性が出て、訴求性が高くなるということが期待できる。無作為の会議と書いてあるが、ちょっと背中を押せば何かものを言いたいという人を何とかつかまえたい、ということ。つまり、積極的に手を上げる人たちではなくて、しかし全く関心がない人ではない人、例えば裁判員制度のような形で、無作為抽出で選んで集まってもらうというのは一つの大きな手法だと思う。新しい市民参加のあり方を提案させていただくという意味も込めて実施をしたい。無作為抽出は一般の市民ではできないので事務局の協力を得て一緒にやらせていただければと思う。

（事務局）次回６月２４日の開催までに案内文書が間に合わないかもしれないが、本日の

資料を持参頂き、出席をよろしくお願いする。次回までに世話人会をはさんで資料の修正等を行っておく。

（代表世話人）本日の討議は以上。次回は６月２４日の午後７時から庁議室で開催する。

以上